

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答

事業名:国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業

「国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物について、実施方針では「道路照明、防護柵」となっておりますが、要求水準書に記載されている「距離標、縁石」も道路附属物の理解でよろしいでしょうか。なお、「排水構造物、案内標識」についても道路附属物という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	イ(ア)b「詳細設計修正業務」と記載がありますが、電線共同溝修正設計の他に、道路詳細設計、照明詳細設計なども当初工程に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	電線共同溝修正設計・交差点照明修正設計・推進工設計が含まれますが、道路詳細修正設計は含まれません。
3	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	別紙2-1と照らし合わせると、詳細設計には、道路設計は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、九州地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和35年3月31日までの約30年間を予定する。」と記載がありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 ①設計業務、工事業務の短縮が図られた場合、事業期間の終了日は前倒しされる。 ②設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合、割賦方式による支払いも前倒しされる。 ③事業者へ帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能である。 ④事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。	①②につきましては、詳細は入札公告時に示します。 ③④につきましては、一時中止については、事業契約書に基づき協議することになります。
5	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	設計・工事期間についての記載がありませんが、予定価格算出の際に設定した設計期間については、入札公告で提示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しは令和15年3月末となっておりますが、工期短縮提案は可能でしょうか。可能な場合、設計及び工事業務に係る対価の支払い開始時期も早めていただけますでしょうか。	質問回答No.4を参照ください。
7	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	工期短縮提案が可能な場合、維持管理開始時期も前倒しされ、期間は20年間のまま、事業終了時期も前倒しされると考えてよろしいでしょうか。	質問回答No.4を参照ください。
8	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	イ「維持管理業務に係る対価」について、令和15年度から令和34年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省の単品スライド条項」で設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。また、維持管理業務は長期にわたるので、複数回の物価スライドは認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
9	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	SPCを設立して本事業を実施する場合、施設整備期間及び維持管理期間のSPC管理経費等もお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	道路占用料の徴収は貴局にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	実施方針	3	第1章	1	(11)	本事業の実施に関する協定等	例えば、代表企業に設計業務や維持管理業務の参加資格がない場合でも事業契約を締結しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。又は応募グループ(連名や共同企業体等)として事業契約を締結する事でもよろしいでしょうか。	実施方針 第2章5(1)イに記載の通り、代表企業はSPCより直接業務の受託、請負をする企業としており、各業務の参加資格を満たす必要があります。 また、事業契約については、SPCを設立した場合はSPC、単独企業の場合は、企業単体との契約となります。 なお、共同企業体は認めません。
12	実施方針	9	第2章	5	(3)ア.	設計企業の参加要件	他の企業参加要件と同様で、「令和5.6年度土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者は、開札日までに認定を受ければ応募できますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
13	実施方針	9,10	第2章	5	(3)イ.	設計企業の参加要件	文章内になる「平成25年度以降」というのは「2013年4月以降」という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	実施方針	10	第2章	5	(3)ウ.	設計企業の参加要件	条件として、アからエまでの要件を満たさないと記載がありますが、外国資格を有しない場合は、エントリー不可という認識でしょうか。該当しない場合は項目を飛ばし、ア、イ、エでのエントリーは可能でしょうか。	可能です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
15	実施方針	11	第2章	5	(4) イ.	工事企業の参加要件	共同企業体（JV）で応募する場合、「構成員のどちらか1社が実績を有していればよい」というのは、構成会社の2社（もしくは3社）のうち、1社が実績があれば、実績を有しない会社と組んでも、問題無いという認識で良いでしょうか。	応募者の参加資格要件については、実施方針に記載のとおりです。このため、特定建設工事共同企業体は応募者になりえません。
16	実施方針	11	第2章	5	(4) ウ.	工事企業の参加資格要件	落札後にやむを得ない理由により、参加表明書提出時に記載する工事業務の配置予定技術者を同等以上の資格、実績を持つ者に変更希望する場合、いつまで（着工日まで等）変更することは可能でしょうか。	落札後の変更については要求水準書に記載のとおりです。
17	実施方針	11	第2章	5	(4) ウ.	工事企業の参加要件	配置技術者候補について、第一次審査資料の提出時に名前を挙げていない担当者を落札後に候補者として追加することは可能でしょうか。	落札後の変更については要求水準書に記載のとおりです。
18	実施方針	11	第2章	5	(4)	工事企業の参加要件	イ（ウ）「但し、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。」と記載されていますが、 ①工事業務を複数の工事企業で構成することが可能 ②複数の工事企業が特定JVを結成することが可能 ③②で結成した特定JVのうち、1社が工事实績要件を満たせばよい 上記3点はすべて正しいとの理解でよろしいでしょうか。 また、①のように工事業務を複数の企業が担務する場合、くわえて②のように複数の企業が特定JVを組成して工事企業となる場合において、それぞれの企業に資本関係、人的関係があつても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	前段の①についてはご理解のとおりです。 ②③については応募者の参加資格要件については、実施方針に記載のとおりです。このため、特定建設工事共同企業体は応募者になりえません。 後段については実施方針に記載の通りです。
19	実施方針	11	第2章	5	(4)	工事企業の参加要件	イ工事企業の参加要件のひとつとして工事实績が (ア)電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績 (イ)供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績 と記載されていますが、無電柱化に伴う引込管・連系管・連系設備工事等、本体工事を含まないものであつても実績として有効との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	実施方針	11, 12	第2章	5	(4)	工事企業の参加要件	「イ. 会社工事の実績」と「ウ. (イ) 配置技術者の実績」は紐づけ（同じ件名）しなくても良い、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	実施方針	11, 13	第2章	5	(4) ア. (5) ア. (6) ア. ウ.	参加要件	『参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること』と記載がありますが、認定を受けたという証明はどのように確認されるのでしょうか。（例えば、九州地方整備局の参加者資格者名簿に反映されている画面のコピーの提出、申請書を提出した際の受付印コピーなど。）判断基準をご教示頂ければと思います。申請期間が短い場合は受付印までが精一杯の書類になるかと想定されます。	受付印の写しを添付してください。
22	実施方針	11～13	第2章	5	(4) イ. ウ. (イ) (5) イ. (6) イ.	工事企業の参加要件	文章内になる「平成20年度以降」というのは「2008年4月以降」という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	実施方針	13	第2章	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「イ 平成20年度以降に元請として完了した、道路工事に関する工事監督支援業務（発注機関は問わない。）の実績を有すること。」とありますが、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化に関連する工事（道路管理者からの委託工事を含む）を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	実施方針	13	第2章	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「イ 平成20年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解の通りです。
25	実施方針	13	第2章	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「イ 平成20年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること」とありますが、公益事業者が道路に設置している構造物の維持管理についても本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	実施方針に記載のとおりとし、公益事業者による発注業務の実績は認めません。
26	実施方針	16	第3章	2	(2)	事業の実施状況の監視及び改善要求措置	事業者がSPCではない場合、事業者の財務状況はどのように確認される想定でしょうか。	実施方針 第2章5 (1) エに記載の通りです。 詳細は入札公告時に示します。
27	実施方針	17	第4章	1	(2)	本施設の概要	道路付属施設について、「防護柵、距離標、緑石」と記載がありますが、その他道路標識・バス停施設（上屋等）等は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、九州地方整備局と協議の上、決定することとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
28	実施方針	17	第4章	1	(2)	本施設の概要	本施設の構成として「引込管（電力管路、通信管路）」の記載がありますが、民地部の引込設備は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	実施方針	18	第4章	1	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設のうち、事業者が設計をおこなうものは、交通管理者に係るもの（信号・感知器）であり、道路管理者外の地下埋設物は設計対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	実施方針	29	別紙2-1			事業対象区域図	事業対象区域図（設計業務）について、電線共同溝の路線指定は確定しておりますでしょうか？確定されておりましたら、指定範囲をご教示願います。また、隣接工区において別途合意路線等がございますでしょうか。	道路指定済みであり、範囲は熊本県熊本市北区大窪～熊本県熊本市北区高平です。また、隣接工区に合意路線はありません。
31	実施方針	30	別紙2-2			事業対象区域図（維持管理業務）	維持管理業務の対象範囲では維持管理対象施設が電線共同溝の本体のみとなっておりますが、工事業務で実施した舗装部は維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	実施方針	31	別紙3	12		法令変更リスク	上記以外の法令変更又は新設による増加費用で事業者に「○」が記載されていますが、法令変更又は新設への事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	リスク分担表のとおりですが、いずれに該当するか事業契約書に基づき合理性を踏まえ、協議の上決定します。
33	実施方針	32	別紙3	13, 14		不可抗力リスク	「不可抗力リスク」とは、具体的にどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
34	実施方針	32	別紙3	16		要求水準変更リスク	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、既に実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
35	実施方針	33	別紙3	20		住民運動に関するリスク	「住民運動に関するリスク」の項目がありますが、無電柱化事業を進めるにあたり、住民等への事前説明を実施した結果、反対運動等の実績があればご教示願います。	対象地区での実績はありません。
36	実施方針	33	別紙3	28		設計変更に関するリスク	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、協議の上、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	実施方針	33	別紙3	26 27		設計変更に関するリスク	番号26で国の帰責事由、番号27で事業者の帰責事由による設計変更による記載がありますが、費用の増減については設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
38	実施方針	35	別紙3	43		部分使用による損害リスク	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分的な引渡しもありえるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
39	実施方針	37	別紙3	61		契約解除リスク	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力について番号13, 14の以外を起因とする契約解除とはどのようなものを想定されていますか。	詳細は入札公告時に示します。
40	実施方針	37	別紙3	62		契約解除リスク	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
41	要求水準書（案）	1	第1章	5		整備対象施設	整備対象施設に「イ道路（車道、歩道等）」とありますが、当事業範囲内の橋梁・函渠等横断構造物について、当事業と同時期に実施する改築または補修計画の有無についてご教授ください。	現時点での予定はありません。
42	要求水準書（案）	2	第1章	8	(1)	設計業務	ア「必要に応じて現況測量」とありますが、「熊本管内電線共同溝測量設計外業務」他に現況測量を実施済との理解でよろしいでしょうか。貸与いただく測量資料が不足しており、現況測量等を事業者が実施する場合、その必要性を認めていただくことによって契約変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また、BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われま。地上レーザー測量・点群測量のデータの貸与がない場合、本事業の中で設計変更にて対応いただける理解でよろしいでしょうか。	現地測量は実施済です。測量資料が不足している場合は、協議の上、必要に応じて契約の対象とします。また、BIM/CIM実施のための測量等については、協議の上、契約変更の対象とします。
43	要求水準書（案）	3	第1章	12		適用基準	記載以外の適用すべき基準として、熊本河川国道事務所で定められている電線共同溝、道路附属物に関する整備基準や、公安委員会、占用企業と取り決めている基準があればご教示ください。また、ある場合は事業提案作成にあたって公開下さい。	公安委員会、占用企業と取り決めている基準等はありません。
44	要求水準書（案）	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道（舗装）、歩道（舗装）及び照明は九州地方整備局と協議・調整の上で解体撤去・復旧するものとする。」とありますが、道路附属物が支障とならない場合でも、美観、景観計画などにより、国と協議のうえ解体撤去、復旧、移設することが合理的と考えられる場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。協議の上、必要に応じて変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
45	要求水準書(案)	6	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	a)「解体撤去、復旧対象施設」として「車道及び歩道(路盤、舗装)」とありますが、既設の排水構造物等(側溝や歩車道境界ブロック)は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、九州地方整備局と協議の上、決定することとします。
46	要求水準書(案)	9	第2章	1	(9)	土地への立ち入り等	「植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする」とありますが、業務遂行に必要な場合は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰す損失の場合、事業者負担となります。当該土地への立ち入りが真に必要な場合は、協議の上、契約変更の対象とします。
47	要求水準書(案)	10	第2章	2	(1)	BIM/CIM活用業務について	「BIM/CIM適用に要する費用については当初計上していない」とありますが、摘要する場合は別途追加費用の協議ができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	要求水準書(案)	11	第2章	5			「必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い」とありますが、業務遂行に必要な場合は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
49	要求水準書(案)	12	第2章	5	(2)	試掘調査	ア「地元、警察等との協議の結果、または現場条件等により変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議のうえ、契約変更の対象とする。」とあるが、第3章工事業務による交通誘導員の配置についても契約変更の対象とするという理解でよろしいでしょうか。	協議の上、必要に応じて契約変更の対象とします。
50	要求水準書(案)	12	第2章	5	(2)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可とします。
51	要求水準書(案)	13	第2章	6	(2)	設計条件の整理	イ(ア)「景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式」に関して、本事業に景観設計が含まれていると考えて良いでしょうか？また、景観整備について、熊本河川国道事務所の方針があればご教示ください。	景観設計は含まれません。
52	要求水準書(案)	13	第2章	6	(2)	設計条件の整理	イ(イ)「道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項」に関して、道路路将来計画があるとの理解でよろしいでしょうか。将来計画がある場合、その計画をご教示ください。	現時点では、想定している道路計画はありません。ただし、設計業務期間中に将来の道路計画が判明し、これを設計に反映させる必要があると認められるときは、協議により契約変更の対象とします
53	要求水準書(案)	13	第2章	6	(3)	電線共同溝	事業区間に、函渠を横断する区間があります。推進工法は詳細設計済みとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
54	要求水準書(案)	14	第2章	7	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	現時点で当路線の地中化事業について、地元住民及び自治体等の合意は得られているという理解で宜しいでしょうか？	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
55	要求水準書(案)	14	第2章	7	(4)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	現時点で当路線の地中化事業について、占用業者等の合意は得られているという理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
56	要求水準書(案)	15	第3章	1	(2)	業務の条件	シ「建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする」とありますが、遅延理由が関係諸官庁に起因する場合は、「事業者がその責めを負うものではない」との理解でよろしいでしょうか。	個別の案件については事業契約書に基づき協議の上決定します。
57	要求水準書(案)	16	第3章	1	(4)	現場代理人等	着工後、配置技術者を変更条件として、「キ、1年以上の期間連続して従事した者」という記載がありますが、1年間(例：2024/4～2025/5【12ヶ月】)今回工事だけに常勤していれば条件を、満たすという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	要求水準書(案)	16	第3章	1	(5)	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	ア「契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。」とありますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	要求水準書(案)	20	第3章	2	(1)	ICT活用事項について	ICT活用は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書(案)	28	第3章	4	(4)	推進工	a)「推進工については鋼製管推進工法を想定しているが」とありますが、施工箇所及び工法選定に関わる資料を開示して頂くことは可能でしょうか。	令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務の成果品にて確認をお願いします。
61	要求水準書(案)	32	第3章	4	(11)	道路照明設備	「道路照明設備」について、本事業にはケーブル配線工事は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ケーブル配線工事は含まれます。
62	要求水準書(案)	32	第3章	4	(12)	通信設備	「光ケーブル配線(地中管内配線及び架空配線)」について、道路管理者用ケーブル(移設を含む)を対象とし、占有者のケーブルは対象外との理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
63	要求水準書(案)	34	第3章	4	(14)	交通安全に関する事項 交通誘導警備員	b)「交通誘導警備員を配置するもの」とありますが、配置人数等の変更が生じた場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議の上、必要に応じて契約変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
64	要求水準書（案）	44	第5章	1	(1)	一般事項	ウ「維持管理業務に係わる調整業務」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会が含まれないという理解でよろしいでしょうか。	水道、ガス工事の近接工事により関係者より立会を求められた場合、対応は必要となります。
65	要求水準書（案）	44	第5章	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで契約変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 第2章2（1）に記載の通りです。
66	要求水準書（案）	47	第5章	3	(2)	要求水準	「事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、管理台帳の作成を行うこと。」と記載がありますが、入線工事前に管理台帳を作成し、入溝状況の確認は、現地立会に限らず、電線管理者へのヒアリング、写真、動画等での対応も可能との理解でよろしいでしょうか。	所定の管理台帳が作成可能であれば、問題ありません。

「国道3号 大塚地区電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・電線共同溝（道路法第2条第2項9号に定める電線共同溝（道路の附属物）） ・道路（車道、歩道等） ・道路附属物等（道路照明、防護柵）	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、九州地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和35年3月31日までの約30年間を予定する」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合は、事業期間を前倒しするようご検討お願い致します。	質問回答No.4を参照ください。
3	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	アイ「対価について、国への所有権移転後、令和15年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることから割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同等程度（9年）を要望します。	ご意見として承りましたが、割賦払い期間は変更しません。
4	実施方針	13	第2章	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「イ平成20年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること」とありますが、公益民間事業者が道路に占有している地下構造物の維持管理についても本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。	広域民間事業者による道路構造物の保守点検に関する業務の実績は認めません。
5	実施方針	20	第6章	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	(1) エで「九州地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とありますが、(2) ウと同様「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、九州地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。」という記述の追加をお願いします。	ご意見として承りました。
6	実施方針	31	別紙3	5, 6		金利変動リスク	「事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡日以前）に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として承りました。
7	実施方針	31	別紙3	6		金利変動リスク	本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。 「基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、20年後の金利は予測不可能であり、事業者のみが負担することは多大な不利益を被ることも想定されるため、事業者と国が負担し合うことが必要と考えますが、どのようにお考えかご教示願います。	リスク分担表は変更いたしません。 なお、本事業は、事業者の資金調達方法について国は関与せず、事業者は自らの判断で資金調達していただくことを想定した事業スキームです。よって、当該リスクは事業者が負担するものとしています。
8	実施方針	31	別紙3	11		法令変更リスク	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるように記載をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
9	実施方針	31	別紙3	12		法令変更リスク	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするようお願い致します。	詳細は入札公告時に示します。
10	実施方針	33	別紙3	21		住民運動に関するリスク	「電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者のみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願い致します。	リスク分担表に記載の通りとします。
11	実施方針	34	別紙3	33		環境対策リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更をお願いします。また、次番号に「国または事業者以外の帰責自由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用」を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願い致します。	リスク分担表に記載の通りとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
12	実施方針	35	別紙3	42		第三者への損害リスク	「その他国の帰責事由以外で」を「その他事業者の帰責事由で」に変更お願いします。	リスク分担表に記載の通りとします。
13	実施方針	35	別紙3	45		物価上昇リスク	施設整備期間は10年と非常に長く、また昨今は工事費の高騰が著しい状況にあり、1年先であっても工事費高騰は事業者の大きなリスクとなっています。施設整備期間中も維持管理期間と同様に一定の条件を満たす場合は施設整備費の改定をいただきますようお願いいたします。先述の通り、昨今の物価上昇は1年先でも大きなリスクとなっておりますので10年先となりますと本事業参画の大きな障壁となります。また、その一定の条件は明確化のため、例えば「建設物価調査会 建設物価指数 土木部門 福岡」等明確な指標としていただきたいと思います。	詳細は入札公告時に示します。
14	実施方針	36	別紙3	49		第三者への損害リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更お願いします。また、次番号に「国または事業者以外の帰責自由により維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願いします。	リスク分担表に記載の通りとします。
15	実施方針	36	別紙3	61		契約解除リスク	「不可抗力に起因する契約解除」について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国側の負担と考えます。分担表の事業者欄の「○」表記削除をお願いします。	リスク分担表は変更いたしません。 なお、公共工事標準請負契約約款でも不可抗力による費用は、定められた範囲内において受注者も負担することとしております。よって、本事業においても同様とし、詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	37	別紙3	62		契約解除リスク	「法令変更に起因する契約解除」について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の「○」表記削除をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
17	実施方針	-	-	-	-	-	設計業務に関してテクリス登録ができるようお取り計らいください。	ご意見として承りました。
18	実施方針	-	-	-	-	-	他の電線共同溝PFI事業においては国債金利を採用していますが、事業者が借入する場合は民間金融機関（長期プライムレート）からの借入となるため、基準金利に差が生じています。民間金融機関の基準金利にあわせていただきますようご検討お願い致します。	詳細は入札公告時に示します。
19	要求水準書（案）	10	第2章	2	(1)	BIM/CIM活用業務について	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われます。地上レーザー測量・点群測量を実施しておりますらデータの貸与をお願いします。	質問回答No.42を参照ください。
20	要求水準書（案）	13	第2章	6	(3)	電線共同溝	ア 特殊部にて「地上機器については～」とありますが、地上機器だけでなく、その他特殊部についても適用されると考えるため、「地上機器及び特殊部については」に変更お願いします。	ご意見として承りました。